

病 侯 水 補 償 問 題

# 2コースで動き出す

## 両派とも“分裂”否定

### 自主組、結局は訴訟へ？

水俣病補償問題をめぐる水俣病患者家庭互助会（山本亦由会長）内の動きは、さきの確約書提出、十二日のチツソに対する自主交渉申し入れと、二コースに別れて進展した。しかし確約書提出組も自主交渉組も、ともに「会の分裂ではない、補償解決にはこの方法もあるのだと、個人的にその方法を選んだだけだ」と強調し、会員個人の意思を尊重し、「かばい合う」余地を残している。

確約書提出組は会員九十人のうち五十四人、自主交渉組は三十四人、残り二人は申に浮いている。確約書組は「厚生省を信頼し解決してもらおう」とし、自主交渉組は「補償金額が幾らになるのかわからないのに、結論に従うという約束はできない」と、あくまで自らの手で解決するつもり。

意見が分かれる遺因は患者の症状の違いにもある。軽症、重症、胎児性、死亡とそれぞれ異なっている。しかも死亡、重症を持つ家庭もあり複雑にからみ合っている。また三十四年の補償で一時的な金ももらった家庭もある。その後、国が公費認定をした。それぞれ主張が違ってくるのも当然だが、自主交渉組は重症、死亡の家庭が多い。

この結果、軽症側の意見に重症側が反発する風景もしばしば見られた。すでに確約書提出組の方は厚生省が動き出し、大勢の方向は決まった。自主交渉組はこれからは、自主交渉組はこれからは、しかしチツソ側は第三者機関一本で補償解決をはかりたい意向を表

明している。自主交渉の見通しは困難のようだ。十二日交渉再開を申し入れた自主交渉組の会員の中には「自主交渉といってもすでに四回交渉しているの、事実上自主交渉は不可能だろう。最後に残るのは裁判だ」と言っている人もあり、このままでは裁判にもつ

れ込む公算は大きい。ともかく補償は二つの流れの中で動き出した。ともに方式が確立したわけではなく、両派の中にも最終的にどちらの方式が好ましいかについて微妙な「揺れ」もあり、五十四対三十四、中立二の数字は両コースの審理の進展によつ

「水俣病争議における新旧労組の二の舞になることは何とんでも避けてほしい」との声が多いようだ。(N)

てあるいは変わるかもしれない。しかし両派には互助会を憎しみ合いの中で分裂させたくないとする意向が強い。水俣市民の間にも